

# 告示

## 埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、草加市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成三十年七月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田徳治

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
新田ミニコミュニティセンター	埼玉県草加市金明町百六十四番地二	草加市長	六十人